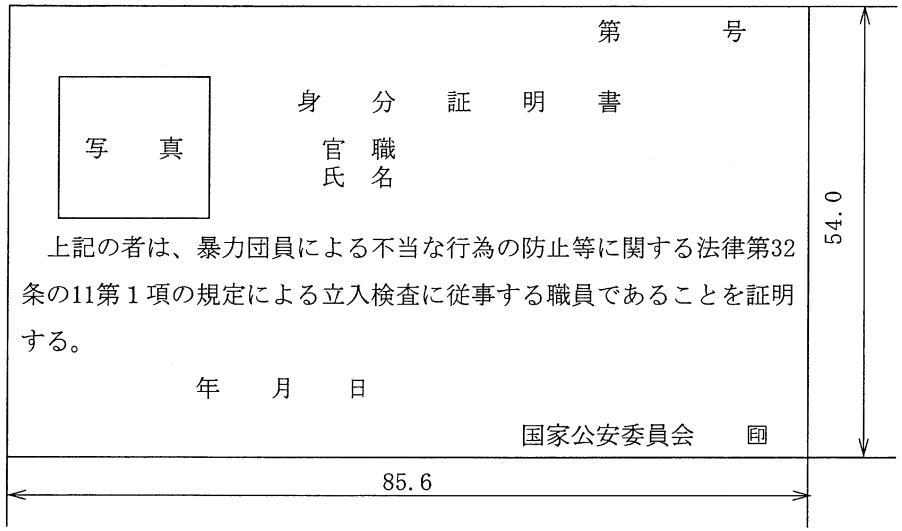
別記様式第１号の次に次の１様式を加える。

別記様式第１号の２（第15条の８関係）

（表）



（裏）

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（抜粋）

第32条の11　略

２　前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

３　略

備考　図示の長さの単位は、ミリメートルとする。

（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う国家公安委員会の所管する関係法令に規定する対象手続等を定める国家公安委員会規則の一部改正）

第三条　行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う国家公安委員会の所管する関係法令に規定する対象手続等を定める国家公安委員会規則（平成十五年国家公安委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

別表第三の三の表暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の項中「第三十二条の四第三項」を「第三十二条の十五第三項」に、「第三十二条の四第一項」を「第三十二条の十五第一項」に改める。

附　則

この規則は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年一月三十日）から施行する。ただし、第一条中暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第一条第五十六号及び同規則第十三条の二第十六号の改正規定は、犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十一号）の施行の日（平成二十五年四月一日）から施行する。

告　示

○国家公安委員会告示第三十六号

不当要求情報管理機関登録規程（平成三年国家公安委員会告示第五号）の一部を次のように改正し、平成二十五年一月三十日から施行することとしたので、告示する。

平成二十四年十月十九日　　国家公安委員会委員長　小平　忠正

第一条中「第三十二条の三第二項第七号」を「第三十二条の三第二項第八号」に改める。

第三条第一号イ中「限る。」の下に「及び第五十二条」を加える。

○総務省告示第三百七十二号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号。以下「健全化法」という。）第十五条の規定に基づき、健全化法第九条第二項において準用する同条第二項の規定により報告を受けた財政再生計画の内容及び健全化法第十条第六項の規定による協議の結果を次のとおり公表する。

平成二十四年十月十九日　　総務大臣　樽床　伸二

一　健全化法第九条第二項において準用する同条第二項の規定により報告を受けた財政再生計画の内容

財政再生計画書（平成24年度第３次（９月）変更後）

第１　再生判断比率が財政再生基準以上となった要因の分析：変更前に同じ

第２　計画期間：変更前に同じ

第３　財政再生の基本方針：変更前に同じ

第４　財政の再生に必要な計画及び歳入又は歳出の増減額：変更前に同じ